

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 2 回 松阪市障がい者計画策定委員会
2. 開 催 日 時	令和 2 年 7 月 7 日（火）13 時 30 分～16 時 35 分
3. 開 催 場 所	嬉野ふるさと会館 多目的ホール
4. 出席者氏名	荒川委員長、世古副委員長、河原委員、八田委員、瀬田委員、海住委員、福本委員、南野委員、井上委員、岡田委員、辻委員、井村委員、村井委員、浅井委員、中川委員、亀田委員、小川委員、奥野委員 （事務局）石川圭一、西嶋秀喜、大田政雄、前川幸康、渋谷万里子、吉田茂雄、藤本匡
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	1 名
7. 担 当	松阪市福祉事務所障がい福祉課 TFL 0598-53-4059 FAX 0598-26-9113 e-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

○協議事項

協議事項

- (1) アンケート結果について
- (2) 第 4 期松阪市障がい者計画 取り組み結果について

松阪市障がい者計画策定委員会（第2回）

会議録【要旨】

1 開催概要

会議名	松阪市障がい者計画策定委員会（第2回）
開催日時	令和2年7月7日（火） 午後1時30分～午後4時35分
会場	嬉野ふるさと会館 多目的ホール
出席者	荒川委員長、世古副委員長、河原委員、八田委員、瀬田委員、海住委員、福本委員、南野委員、井上委員、岡田委員、辻委員、井村委員、村井委員、浅井委員、中川委員、亀田委員、小川委員、奥野委員
議題	<ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 委員長挨拶3. 議事 (1) アンケート結果について (2) 第4期松阪市障がい者計画 取り組み結果について4. その他5. 閉会
配布資料	<ol style="list-style-type: none">① 松阪市障がい者計画策定委員会（第2回）次第② （基礎データ）松阪市障がい者計画・障がい（児）福祉計画③ （障がい者）松阪市障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書④ （障がい児）松阪市障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書⑤ （一般市民）松阪市障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書⑥ （団体）松阪市障がい福祉に関するアンケート調査結果報告書（案）⑦ 松阪市障がい者計画・障がい（児）福祉計画策定に向けて

2 会議録要旨

1. 開会

事務局

ただ今から松阪市障がい者計画策定委員会を開催させていただきたいと思ひ

ます。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より第2回の委員会を開催させていただきたいと思います。本日の司会を務めます、障がい福祉課の西嶋と申します。よろしくお願いいたします。

今日は新しい生活様式を取り入れて会議等も開催していく方向になりました。会議の場所もなかなか近く、市役所周辺ではありませんでした、申し訳ないんですがここまでお越しいただくことになりまして本当に申し訳ありません。ありがとうございます。ソーシャルディスタンス、またマスクを着用の上の会議ということになりますが、よろしくお願いいたします。

本日の会議の資料をまず確認させていただきたいと思います。(資料確認)
それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

2. 委員長挨拶

委員長

(委員長による挨拶)

3. 議事

事務局

ありがとうございます。それでは議事につきまして、本会議の設置規定に基づきまして、進行を委員長さんよろしくお願いいたします。

委員長

それでは今事務局から説明がありましたように、まず進行は議長の方でさせていただきます。よろしくお願いいたします。で、先ほど申しましたように皆さんの色々なご意見を、思い付きでも結構ですので、お一人おひとり書いてもらったりしながら、そういう意見を将来的には、このところがポイントなんじゃないかということで福祉計画に生かしていけるようになっていく方向性をつくれたらいいなと思っています。

それではまず事務局からアンケート結果についてご説明をお願いします。

事務局

(事務局による説明)

委託業者

(委託業者による説明)

委員長

はい、どうもありがとうございました。とても丁寧な説明をいただきまして、どうもありがとうございました。それでは、どうしようかな、ちょっと考える時間も含めて、休みを入れますか。休みを入れながら、どういうことを質問しようかとか、どういうことをもっと皆さんが知りたいのかとか、その辺ぜひ考えてい

ただきたいのと、このアンケートに協力していただいた方もいらっしゃると思いますので、このアンケートに自分はこう答えたんだと、で、こういう意味がもっとあるんだとかっていう、深い意味をもし説明していただけるようだったらぜひこの機会にお願いしたいと思います。そういうことで、ぜひ、このアンケートの説明を丁寧にさせていただきましたので、それをもとに皆さんの色んなご意見をお伺いしたいと思いますし、さらに深めるところは深めて、皆さんからも、こういうことで実は自分のところはアンケートに回答したのだとか、そういう例を挙げていただければと思います。それでは、10分ほど休憩を入れまして、あの時計で55分ぐらいから再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。(休憩：10分程度)

では、会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。先ほどのすごく丁寧なご説明をいただきました。最後に私申し上げましたけども、このアンケートに協力していただきました方で、こういうつもりで自分はこういう風に回答したとか、特に事業所関係の色んな調査も丁寧にされていますので、関係のある事業所の方はぜひ、先ほど申しましたように丁寧に、これはこういう意味があるんだみたいな説明をしていただければありがたいと思いますけど、どうでしょうかね。

委員

今ご説明がありました、7ページの5番目の、難病の受給者数なんですけども、平成28年から30年と令和元年とは、すごく基礎的なことが違うので、参考には多分、5年間通してはならないんで、そのことを備考に書いていただければと思います。実は難病法は、平成27年1月1日から施行されましたけど、3年間の猶予期間がありまして、3年後にその猶予がなくなったんで、約15%減るんが当たり前で、ここも100件ぐらい減ってるんですけども、そういうことを備考に示してもらって、同じベースラインになったんやということを、お願いしたいんですけども。

委員長

はい。難病の法律が変更されたということで今説明があったんですけども、ということでは、この調査結果の変異というのが、そういうことで法律改正があったために、人数の変更、いわゆる比較が難しいんじゃないかというご意見です。他にはどうですか。

委員

6ページの、障がい等の種類ですが、これが肢体不自由児が36.3%、一番肢体不自由が多いんですかね。肢体不自由者の父母の会なんですけど、会員には重度の人が多くんですけど、この一番多いところで回答を挙げてるんですけど、介助の必要性とかを見てみますと、「ひとりのできる」が随分多いんです。これってどういうことになってるんですかね。肢体不自由ですとひとりのできる人はほとんどいないんです。何らかの介助はいるんですけど。

それから、この話は別のものになるんですけど、コロナが始まってから、私どもでは子どもがもしコロナにかかったらどうなるか、で、介助する親がコロナにかかったらどうなっていくの、ということ随分悩んでおります。で、一人でできる子は全然おりませんので、どちらがかかってもどうするのっていうことで、でもずっとずっと考えてしまうと、もし自分がコロナになって、自分がうつってしまったら子どもを一人残していかなんということ、一人でできることは全

然ないということで、そこら辺を考えていただきたいんですけど、この結果を見ながら策定されると、随分大変なことになるのかなと思いましたが、どうでしょう。

委員長

今のご意見に対してありませんか。ご意見ありませんか。

このちょうど対象者が、5ページを見ますと初めて手帳が交付された年齢が、50～59歳が16.4%、18～29歳が13.3%、40～49歳が12.6%、60～69歳が12.5%。いわゆる高齢になってから身体障害者手帳を得られた方が多いですね。ということは、高齢になったから身体が動かなくなったというような解釈をぼくらはしているんですけども、そういうところでは今おっしゃった通り、小さなころから重度の障がいがある方に比べてみると、そういう高齢者になってから身体障害者手帳を取られた方が非常に多いというような、対象者側のあれかなと思うんですけど、委託業者さんいかがですか。

委託業者

はい。今回皆様にお示ししているのは、あくまで統計的な傾向といったところで、数で追えるものをご紹介させていただいたに過ぎないというものになります。なかなか障がいのある方につきましては、まだまだ社会全体としては一応増加傾向にあるとは言われつつも、まだまだマイノリティであるというのが実情でございますし、また、これから本格的に計画を策定させていただく中においては当然、数が多いからやるとか、数が少ないからやらないということは一切ございません。当然、数が少なかったとしても、日々の生活に課題をお持ちだったりお困りごとをお持ちの方が少なからずいらっしゃるということは我々としても認識しておりますし、事務局の皆様においても、そういったことを重々承知の上で様々な制度の執行であったり事業の実施を進めてきていただいたのかなと認識しております。そういった、これまで事務局の皆様、あるいは市役所の皆様、また関係団体の皆様が進めてきてくださったことをベースとしながら、よりよい制度の在り方、事業の在り方とは何なのかを、委員の皆様であったり、こういったアンケート調査でお寄せいただいたご意見をもとに、検討していくところが今回の策定作業の大きな部分でございますので、数が少ないからということでそういった方を排除するようなことは基本的にはないと認識していただいた方がよろしいかなと考えております。あくまで、数字として大きく見えないという特性はありますけれども、なかなかどうしてもアンケートとか統計的なデータというのは多い方に目が向いてしまうというのは事実ではございます。しかしながら、こういった福祉制度というものにつきましては、数が少なくても多くてもお困りの方を一人でも多く救うというのがそもそもの根幹にあるはずですので、そういったものを重視しながら今回の計画の策定作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

委員

ありがとうございます。その通りなんですけど、今まで、例えば1つの問題としてグループホームで暮らしていきなさい、地域で暮らしていきなさいということになっていますので、私たちはグループホームも一人では無理だからグループホームを目指そうという時に、制度が全然使えないんですよ。ですから、委員さんたちをお願いしたいんですけど、松阪市として制度を乗り越えて、ホームを使えるようにしましょうとかそういう考えで行ってほしいんです、て言いますのは、

グループホームとしては知的障がいと精神障がいの方のための制度だったんです。で、平成17年に改正されて、身体障がい者の人も大丈夫ですよということになったんですけど、このままで、制度はそれで使わせていただけるんですけど、このままの制度ではなかなか、一人で動けないとか、車椅子の生活とか、そういうことになりますと、そのままの制度ではなかなか立ち行かないんです。だからそれを何とか松阪市として子どもたちも使えるような制度に持ってってほしいんです。だから、調査がこれやからだめって言うんじゃないで、今おっしゃったんですけど、そういう考えで策定してほしいなと思って、発言させていただきました。

委員長

今のご意見に対してどうですか、事務局の方は。身体障がい者の方でグループホームの立ち上げが、色々な事業所がありますけども、事業所として難しいというご意見ですか。で、そういうところでの市からの色々な応援とか、支援とか、あるいは状況把握とか、あるいは情報提供していただければありがたいですけど。

事務局

現状ですけども、市ではグループホームの設置におきまして、三重県と一緒に助成制度をつくっております。民間の方が何らかの形でそういったグループホームの設置にこの制度を利用していただくという形での、また、国の社会福祉整備事業という形の助成でもあるんですが、なかなか身体障がい者向けのグループホームが市内の受け皿としても今2か所ぐらいかなと思うんですけど、非常に少ない状況でありますので、その辺は1つの課題として考えておるところではございます。

委員

基本的なことをお伺いしますが、この計画策定委員会というのは、福祉計画の、障害者計画とは合致しないの。それも合わせた障害福祉計画なの。障害福祉計画と、障害者計画と。

事務局

この計画の策定委員会は、障害者計画の策定委員会でございまして、福祉計画の、国や県の計画に沿った形の数値目標を設置しながらやっていく福祉計画の方は、行政の方で基本的には作成させてもらって、自立支援協議会などでご意見をいただく中でつくっていくということになるんですが、この委員会としては障害者計画をつくる、総合計画的な部分を定めて、動きを展開していくという形になるかと思えます。よろしいでしょうか。

委員

わかるんですけど、計画の方へ行っても、やっぱりその計画の中に乗っかれないというのが、私、本当に今大変な思いをしていますので、この委員さんの中でも理解していただいて、計画の中へ、そういった一般の人いうのも私とは別、こことは違うかもわかりませんが、すいませんよろしく願いいたします。

委員長

はい。ご意見ありますか。

委員

76 ページに医療費の窓口負担額ありきがあるということを出てるんですけども、これは障がい者団体として、三重県にも窓口で支払うものを無料化にしてくれという要望をしているんですけども、これを無料にすると、行政、県、市町がそれを負担ができる体制にある、都市とかやっているところが一部あるらしいんです。これは国からの補助が下りる関係で1割は窓口負担が現状は出ております。財政が余裕のある、政令都市とかそういうところに一部窓口無料化っちゃうのが実際には一応あるにはあるんです。まあ三重県にも言うてもちょっとそこは現状としては窓口無料化は難しいという判断ですけど、一応要望は最後までしてまずんで、無料化になれば多少でも窓口負担が軽減されるかもわかりません。県とか市町の財政の関係がありますんでね、なかなか無料化にしてくれて要望はあるんですけど現実が無料化にされていないというのが現状に置かれておる状況です。たまたまここへ医療負担額合計というアンケート結果が出たので参考に述べさせていただきます。

委員長

それでは他にありませんか。色んなご意見をお伺いしたいと思います。

委員

この評価のところですね、施策・事業実施の評価のところ、なかなか読むのに苦勞……。ここで障害者年金と行政の仕事、経済的な自立を支援という、これは11分の6ページなのかな。ここで実施状況として、障害年金等の相談に際して、相談者の視野に立った懇切丁寧な相談事務を行うと。で、達成度Aという評価をされておるんですけど、私が支援している方で、20歳の段階で申請を漏らしまして、障害年金を受けていないと。で、経済的にもかなり困っている。で市役所に行かれたんですけど20歳過ぎている方は年金事務所に行ってくださいと言われて、ここでまた色々複雑な書類をもらってきたんですけども、知的障がいのある方で、なかなか書けないんですよ。そういう例も含めて、やっぱりその年金であったり自立支援医療の申請とかもそうなんですけど、障がいのある方にとってなかなかこういった手続きをしていくのが自力では難しい。そこを障がいの特性に応じた丁寧な説明というのを、行政なり、あるいは相談支援の方でやるのかどうかちょっとよくわからないですけども、やっぱり本当に理解をして、当然年金なんかは権利なので、これがもらえてない方々、結構あるような気がしています。そこらへん、知的障がいあるいは精神障がいがある方にもわかりやすい支援というのが必要になってくるのかなと思います。これを見させてもらいました、ああいう人がおるなというのを思い出しましたので、言わしてもらいました。

委員長

ありがとうございました。そういう年金の申請とか、このアンケートの中にもありますけども、外出を一緒にする人、また色んな相談に乗ってくれるとか、色んな悩みをお互いに打ち明けるような、相談だけでなく、一緒になって生活しながら、あなたが思っているこういうことを一緒にやろうじゃないかと言える仲間ですね。アメリカではアドバイザーという言葉があるんですけども、そういうその人の気持ちを本当にわかりながら一緒に生活をして、その人と共に色んな難しいことを社会的にやっついこうじゃないかというような人を育てるといいますか。そういうことを松阪市でももしやっついければ、一緒に生活をするとい

うような仲間づくり、友人をつくりながらどう具体的な事務手続きとか支援をするのかという問題があると思いますけども、そういうところの課題が松阪市にはあるんでないかという発言として今お聞きしたんですけども。

委員

今日は大変丁寧な説明をいただきましたので、だいたい概ねこんなかなというのは見えたんですけど、1つだけ確認をしていきたいなという。我々は今から障害者計画を策定していくわけですけども、子どもの時は市役所側からいくと「子ども・子育て計画」というのがありますよね。で障がいのある方はこの計画、「障害福祉計画」。で65前後からいくと「介護保険計画」があるわけですね。でそれぞれの計画を総合しているのが市の総合計画かなという位置付けだと思うんですが、この障害者計画がどれぐらい他の計画に影響を及ぼして我々が計画の中で、このスタンスでいきたい、当事者もこう言っている、家族もこう望んでいる、ということを示すことができるのか、というのが1つ。

それともう1つは、数値を設定するのが別の計画であることには変わりはないんですが、その数値を設定させる、していただくのではなくこの計画がさせているぞ、という、影響を及ぼしている資料としての計画であるという考え方が持てないのが2つ目です。

もう1つは実は非常に細かい話なんですけど、施策・事業実施とA3の非常に細かい字で書かれている部分、それから今回の調査項目、もちろんこれは大変な作業でしたので突合するのなかなか難しいんですけども、若干載っていない、調査結果の中に載っていないものが施策・事業分野の中に出てくるんです。それをどうやって我々は評価してその計画の中に組み入れていくのかな、というのがあります。例えば、このA3の大きいのでいきますと、11-8という、8ページですね。8ページの真ん中の、6(2)意思疎通支援の充実という項目があるんです。これは多分、手話条例ができて以降、非常にここにウエイトが一時的にあって、今は現状維持という形の中の評価が出ているんですが、この調査の中からは読み解きがすごく難しい部分が何となく見えるのではないかと。だからこそ、その部分を含めてもらえるといいのかなという気はします。意思疎通については、実は、手話とかそういう手段は横に置いておいても、我々も歳いってくると目が見えにくくなるというのも確実にあります。そういった中で障害者手帳を取得する、だから年齢的に高い人が手帳を取得する率が高くなる。そういう現状も含めていく必要、配慮していく必要もあるのかなという感じを受けています。

あと、今や施設整備というのはもう松阪市はしてないんですか。計画としてはないと踏まえた上で、在宅福祉を真ん中に置いて障害者計画を組んでほしいという事務方の考えなのか。多分、それだと思うんですが、そのためにこの中身で考えていくのかなと思っていますが、ただ、例えば委員が言っておりました、知的障がいの方だから行政の書類が書けない、という部分の支援策はどこにもってくるのか。例えば成年後見であればお子さんにもあるし、そういう制度を使ってやってやれんこともないかわかりませんが、しかしその権利がどこまで及ぶかという問題があると。ですので、その点の、市独自の、この部分だったら何とかなるというのを何か後ほど示していただけるのかな、どうなのかなと。それも含めてこの策定委員会でものを言わせるという思惑があるんだったら出していただければ、それなりの協議に、考えることもできるのかなと思いますけど、いかがでしょう。

委員長

今のご意見、かなり深いご意見ですけども、事務局どうですか。最後に問題提起されましたけども。

事務局

まず1つ目の、他の計画への影響ということでしたが、基本的には他の計画と影響していくところと影響していかないところが出てくるんだろうとは思いますが、上位計画としては、市の総合計画が上位計画になってきますので、そこへどのような形で影響を及ぼすのかというのにはできるタイミングというのをございまして、今、新総合計画が策定をされている途中ではございまして、そこへ直接この障害者計画の中がそのまま影響がいくものではないんだろうとは思いますが、ある程度は、総合計画の中へ、こういった形で、ここで話合われていることについて反映をしけたらなと事務局としては考えているところでございまして。子どもの方の計画については、反映していく部分と反映していけない部分と、どうしても出てくるんですけども、きちっと反映が必要な部分については反映していくような形で、繋げていく形になろうかと思っておりますので、そういった形で対応していきたいと考えてます。

また、2点目の、数値の部分がどう反映されるかということでしたが、障害者計画においては、こういう風に進めていきますよ、こういう風にやっていきますよと言葉で方向性等を示していく計画になっております。

それから次に、載っていないものの評価ということでしたが、調査の中で確かに載っているもの、調査できたものとできていないものが確かにございまして。それと、調査項目がたくさんになると回収率が悪くなるし、もっとたくさんの内容を調査項目へ本当は入れたかったんですが、ある程度絞った内容での調査項目とさせていただいたことによりまして、確かに反映されていない事項が1つだけやなくて他にもあったと思っております。その辺につきましては、各分野で協議いただいている委員会等も別にございまして、そこらへんの意見をぜひ入れながら取り組めたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それとあと施設整備の方なんですけど、施設整備は市として全く考えていないという形ではなくて、例えばグループホームについては、県の制度に乗って、市の予算としても1年間で、総額では1,500万なんですけど、そのうち県が750万、市が750万という形の予算取りで取り組んでいるところでございまして。して、また国の社会福祉施設の整備事業ということで、窓口は市でやっております、そういったご相談等も窓口でお受けさせていただいてまして、施設整備の方も特に松阪以南のグループホームとか施設が、実際の施設って少ないんですね。この辺は県としても少ないと感じていただいておりますので、取り組みは進めていきたいと考えておりますのでございまして。

事務局

私の方から補足をよろしいでしょうか。私から補足として2点ほどお話を付け加えておきたいなと思うんですけども、最初に計画のお話を伝えました。総合計画との関連性の話で申し上げますと、総合計画というのは松阪市全体の話でありますので、それこそ福祉だけでなく教育であったり環境であったり、当然建設関係、道路であったりとか、諸々の計画をしてありますので、基本的に申し上げるならば、松阪市としての方向性、ベクトルを決めるところから総合計画とさせていただければ結構です。そこからそれぞれの、最初にありました子育てであったり、介護、高齢者の計画であったり、障がいの計画であったりというところについては、やはりもう少しそれをしっかりと落とし込んでいく、さらにそこに

焦点を絞っていくという計画になっていくという、当然そういった流れになりますので、それは総合計画と方向性が異なるものでは当然ございません。そこだけは明確にしておきたいなと思います。

それからもう一つ、調査の中で載っていないもののお話でしたがけれども、計画のところに載せていくのかというお話でしたが、これについても基本的に調査にも限界がありますから、例えばこのような委員会の場で、皆さんのご意見の中でこれは計画に本来載せるべきであろうということであれば、当然それは載せていく、反映していくべきかと思いますが、そういう点でまた忌憚のないご意見をこの場で出していただいて、この中に載せていくべきであろうということであればそういう風に反映してまいりたいと、こんな風に思っております。以上でございます。

委員長

はい、他のことで、どうぞ。

委員

先ほど少し答弁があったんですけども、数値目標がここね、入るということへの理解が少し。

事務局

目標について、例えば数値目標を入れるべきものとそうでないものというのが当然出てくるわけです。難しいところがあって、ものによっては当然入れるものも出てくる可能性はあるかと思いますが、だいたい大きな計画をつくる時というのは、一つひとつの細かい目標を立てるのがなかなか難しい場合があるんです。この時は、全体の方向性としてこういうところを目指すという目標になる場合があるかと思うので、そこは今後色々見つめていかなければいけないかなと思います。

委員長

ありがとうございます。先ほどから松阪市全体の総合計画とこの計画がどういう風につながるんだろうかというね、ご提案から話が広がっていているんですけども、実は私は自治会の会長を個人的にしております、防災の問題として要支援者の名簿を持ってこられまして、防災の体制を自治会でつくっていかうじゃないかという時に、障がいのある人だけの問題じゃなくて、高齢者、うちは70歳以上でひとり暮らしで困っている人とか、色んな人を含めて町づくりをしていかうじゃないか、コミュニティづくりをしていかうじゃないかという発想で、今話があった市の総合計画みたいな話に乗っかっていかうじゃないかということで、障がいがある人だけの問題じゃなくて、もうみんなの問題で、みんなが社会をつくっていきたい、また自分の近所に困っている人がいれば災害の時は気遣うのが一番人間として大事なことじゃないかということで、そういう町づくりをやりながら福祉の問題も考えていかう、災害の問題も考えていかう、高齢者の問題も考えていかう、子どもの問題も考えていかうというような総合的なことを考えているんですけども、どうでしょうかね。そういうところでは、社会福祉協議会では、高齢者の、例えば70歳以上でひとり暮らしをしている人を、どういう風に助けようかというか、もちろん障がいがあったらあったで、色んな大きなステージから助け合い、例えば自治会とどう付き合うのかとか。災害への準備をどう

していくのかというようなご意見があると思うんですけども、率直な意見どうですか。

委員

そうですね、今おっしゃられたように、災害のことに關しましては、社会福祉協議会はもともと地域福祉をバックアップするという形で我々サポートさせていただいていますので、地域の自治会であるとか、住民協議会さんに入りながら一緒に災害対策を考えていくという形を取っています。ですので地域の方々によって温度差があるというのが正直なところで、積極的な自治会さんであったりとか住民協さんであれば、災害ボランティアの養成講座を受けていただいて、その受講された方たちが防災計画を実際につくったりですとか、先ほど先生がおっしゃっていただいたような、要介護者の名簿、カルテみたいなものをつくって、それをちゃんと自治会長さんであったりとか、保管場所も3、4か所にしてもし災害があってその名簿が流れてしまった時には別のところにも名簿が残るようにしたりとか、年に1回見直しをすとかというような形で取り組んでいらっしゃることもありますし、まだまだこれから勉強しながらそういった取り組みをしていかなければならないっていう方もいらっしゃると思いますので、そういった形で地域によっては温度差はまだまだあるかなというところなんです。でもここ最近やはり日本全国でも色々な災害が発生していますので、皆さんその点では身近に災害を感じていただいていますので、災害ボランティアの講座を受けていただいたりですとか、県で主催されているようなコーディネーターの研修といったことも割と積極的に受けていただいて、そういった方たちが仲間を連れてまた一緒にネットワークをつくっていただいている形も見られています。

委員長

はい、どうもありがとうございました。今の話に関連して何かありませんか。実は先ほど申し上げました自治会の話なんですけども、やっぱり自分の身近に生活している人は、何だかんだで話しやすいんですね。話しかけやすい。で色々な相談に乗ったりもしているとか、また相談に乗りやすいとかっていうことがあります。このアンケートでもありましたように、やっぱり声を掛けてもらいたいんですよ。また色々な相談に乗ってもらいたいという方がたくさんいらっしゃるということが、このアンケートでわかったわけですけども、そういうところでは、身近な、近所の自治会同士の仲間とかそういうところにつながりがある、実は私のところで、組ごとに組長のところでそういう要支援者の助けをどういう風にみんなで組としてやっていくのかという話し合いをしてもらってます。そういうところでは、いざという時はもうみんな命を懸けると。命を懸けて助け合おうじゃないかと、かなり強くプッシュをさせてもらってます。そういうところをどういう風につくっていくのかなという。そういうことは先ほどお話があった、ボランティアをどう育てるかという。ボランティアには、話があったようにボランティアとどうつながるかという、その辺のところ、ここだけじゃないかなと実は思っているんですね。で、そこに松阪市はかなり目があるんじゃないかなとぼくは先ほど言いましたけども、近所の人とのつながりというのが膨らんでいくのかなと。そういうところの強さを松阪市が生かせればそこらへんもっともつとね。それから自治会単位でそういう話し合いをやっていこうじゃないかとある程度総合計画でプッシュをしていくと。で松阪市全体で、各自治会でこんなことをしっかり考えましょうやという問題提起があってもいいんじゃないかと思うんですけども。でその場合に高齢者、障がいのある人、ひとり暮らしの人とか、

そういう色んな困っている人たちが組み込まれるような総合計画をつくって、総合計画の中で福祉計画が活かされるみたいな、そういうところで話し合ったらどうでしょうかね。

事務局

少しだけよろしいですか。松阪市の現状少しお話だけさせていただこうかと思います。皆さん本当に一昨日あたりから心配をされているかと思います。大雨が降っておりまして、九州がすごい状況になっておりますけども、ここで皆さんが一番思われるのは避難等の関係だかと思います。それと地震等の関係もあるかと思うんですけど、基本的には松阪市の防災に関する一番の総合計画になるようなもので言うと、松阪市地域防災計画というものがございます。赤本なんですけど、これ600ページございます。色んなことが全部載っています。色んな団体とのつながりであったり、それこそ防災資材をどこにおいてどういう体制でやっていくかと。これは大元の計画ですけども、それぞれの地区でじゃあどういう動きをするのか。その下に地区防災計画というのがございます。これはだいたい住民協議会43ありますけども、その単位ごとにそれぞれが地区防災計画というのをつくっていくんです。その中には避難ルートであるとか、一般のルートでは危ないからさらに別のルートを考えて、とか、色んなものがございます。さらにそこだけではなくって、そのあとに来るのが個別の支援計画というのが出てくると思うんですけど、まず、地区の避難計画を松阪市の中では4地区か5地区ぐらい、ようやく昨年あたりから地域のワークショップとか防災訓練とか、色んなことを踏まえながらようやくできてきたという状況なんです。まだ43には至ってません。4つか5つやと思います。そこへようやく松阪市で調べて、例えば介護が重いとか、障がいがあるとか、そういった方の、いわゆる療養者のリストを提供するところまでいきました。で、これがないと、どうやって避難していいかもわからない、地区の計画もない。そこに名簿を提供することはできないんです。しかも個別にそれぞれの住民協議会の単位で、色々な取り組みをされていて、いわゆる手上げ方式ですよ。手上げ方式で名簿を出していただいて、その人たちの名簿を管理していただいているところは先ほど委員さんご紹介いただいたようなケースかと思います。なかなかそれだけでも難しいんですけども、もっと幅広く名簿をつくって行ってそれをやっさいこうと。そうなってくると今度はお一人おひとりの支援計画というのが必要になってくるんですけども、現段階ではその2案目のところで留まっているのが現状かと思います。全国的にもこれは課題になっていますけれども、本当にどなたが支援していくのかという、これが次のステップになるかと思っています。現状は報告させていただきましたので、そのように受け止めていただければと思います。

委員長

どうもありがとうございました。そういうところで、松阪市も災害におけるお互いの助け合い、特に色んな助けが必要な人をしっかりとみんなで助けようじゃないかというような流れをつくるというような説明がありましたけども。どうですかね。色んなご意見が。そういうことは計画の中でちゃんと位置付けていくというようなことも考えて、どうですかね、どうでしょうか皆さんのご意見は。

委員

先ほど防災とか個々の小さなことが出てますけども、全体としてどうあるかというコンセプトが大事やと思うんです。果たして障がい者がこの松阪市でよりよ

く生きていくためにはどういう計画がなきゃいかんのかと。これは防災もそうですね。それは今どう生活をしているのかと、先ほど少しお話がありましたけど、年金をどうして取得していくとか、色々な方法があるんですけども、やっぱり私たち障がい者がこの松阪市で生きていくという、それがやっぱり私は原点になるべきだと思うんですけど。

委員長

どうもありがとうございました。それぞれ、一人ひとりが生きていくということが原点じゃないかというご意見だと思うんですけど。そういうことが、どうですか、特別支援学校ではそういう防災の時にはどういう風にみんなでつながっていくのかという、人間関係をつくるのかとか例えばどういう風な地域とのつながりとか、そういうことをどういう風に具体的に教育されているのかご紹介いただけますか。

委員

今本校も開講して3年目で、まずは学校の骨格を作り上げたところなんです。それでやっぱり大きな課題が防災です。と言いますのは、仮に、今日も雨降ってましたけども、何か学校で子どもさんを預かっている時間帯に何か大きなことがあった場合には、学校で子どもさんをお預かりします。それで、学校にも備蓄の食品は3日分はそろえてありますので、例えば大きな地震等があってお家が被災されたという場合にはやはりお家の方、ご家族の皆さんで、まずは再建と言いますか、お片付けしていただいたりしていただくのは大事かと思えます。といいますのは子どもさんが例えば重度の方でおられますと、やっぱり子どもさんの世話をしなくてははいけない。それで、家の片付けもしなくてははいけないということでは、とても大変だと思えますので、学校でお預かりをして、安心な環境が整い次第お迎えに来ていただいたらとは思っています。それは1つはあるんですけど、ただいつ何時こういう非常災害は起こるかはわかりませんので、懸念しておりますのが例えばスクールバスで、子どもたちがバスに乗っている場合に何かそういう災害があったらどうしよう、地震があったらどうしようとか。自主通学して来ている子どもたちもいますので、自主通学して来ている子どもたちについてはどういう風に今どこにいるのかということが、どのような方法を採用したら確実に居場所がわかるのかとか、そういうことを、今模索している途中でございます。ですので、今年目標としましては、本当に非常災害時は電話もつながらない状態になると思うんです。携帯等。ですのでまずは、緊急の、非常の電話番号が、NTTが制定してくれていまして、「171」を押して録音する機能があるんですね。なので、そういうものをご家族が、そういう番号がわかって、自分のところの子どもがここにおります、大丈夫ですということを吹き込んでいただいてそれを聞くとか。そういうことを目標にしているんです。ですので、去年もしたんですけど、今年も9月にしようと思っている避難訓練は、スクールバスの介助員がバスの運行時に災害に遭ったということを想定しまして、今私たちのバスはここにおりますということを電話で吹き込んでいただいて、それを実際にお迎えに行ってください保護者が聞いていただくというこのパーセンテージを、どれだけ聞いていただいて、きちんとお迎えに来ていただいたかということを試してみようと思っているんです。本当に多角的な面を考えておかななくてははいけませんので、これは1つのご紹介した事例には過ぎませんが、やはりいざとなったらご家族、本人たちも大パニックになると思えますので、その子どもさんの状況を把握しておりますのはご家族と学校の関係者が一番だと思えますので、その辺の情報共

有をすることと、連携を課題として、取り組んでいる途中でございます。ですのでそういう時に松阪市さんどういう風な計画を、今から立てていかれるところでございますので、やっぱり周知を、行政も何かあった時には、このお子さんがここに住んでおられて、という情報はもちろんお持ちだと思いますので、そういう情報を我々学校もしくは子どもさんを預かっておられる事業所さんもたくさんありますので、そういうところとさっと連携をしていただいて、みんなが連携することによって子どもさんの居場所がはっきりしたとか、スムーズな支援をすることができたというところを目指していただければと思います。

委員長

ありがとうございます。それでどうですかね。今までの話で、総合計画の中で、例えば精神の分野でこういうことを特に考えてもらいたいとか、総合計画の中でも。

委員

先ほどの中に窓口負担のことがあったかと思うんですが、その現状としまして松阪市の身体と知的の手帳をお持ちの方は対象になられているんですが、まあ級にもよるんですが、精神の手帳をお持ちの方は医療費助成がございませんで、他の市町村でも医療費助成がある市町村がございますので、確かに経済的に厳しいというアンケート結果も出ておられて、なかなか市の財政との兼ね合いもございしますが、やはり現状としてなかなか精神の方で医療費で困っている方が多いのかなっていうのと、自立支援医療っていうのが、一番後ろの10ページの、精神通院医療っていうのがあるんですが、更生医療と育成医療と精神通院医療というのがありまして、2,491名の方が通院で受けてました、原則医療費負担が1割なので、上限が2,500円とか5,000円とか、上限が設けられてそれが自己負担になるということなんですけど、その自己負担分は戻ってこないものになっています。プラス精神の患者様が、おそらくこの数字に出てきていない方というのがたくさんいるかなと。というのは手帳の取得状況においても、3ページの上の図で、身体の方が7割くらい、で療育の方が15%、精神の方が14%、数として1,200くらいでしたかね。障がいの特有というか、知られたくないとか、手帳は取りたくないとか、そういう特有な性質もありますので、なかなかこういうアンケートの数値に出てこない、かつ病院にいないとか、色々な事情の方がいらっしゃいます。今、手帳所持の方は1,200人くらいいらっしゃいまして、精神で通院されている方が2,400人くらいいらっしゃいまして、手帳をお持ちの方でも通院されている方と、そもそも何も使わず3割負担で通院されている方とか、こういうのが出てこないところもあるという部分を付け加えたいなと思いましたのと、医療費負担で困っている方はたくさんいらっしゃるんじゃないかなというのが、防災とか全体的なこととはちょっと外れるんですが、はい。

委員長

どうもありがとうございました。どうですか。

委員

今の発言と同じようなことなんですけど、やっぱり精神疾患をお持ちの方の医療費というのは膨らみがちなのかなというところを感じます。というのも私は社会福祉士として今回参加させていただいているんですけども、このアンケート

等で回答するところというところ権利擁護、成年後見制度のところであるとか虐待関係のところに関わることが多いです。で、生活保護を受けていると生活保護から医療費が出るので、お金がかかってこない、自己負担がないということになってくるんですけども、微妙にという言い方が適切なのか、生活保護には該当しないけども年金も少ない、という方は普通に医療費を払わないといけないということがありますので膨らんできがちであるという。これは松阪市さんというかも国の政策にも関わってくると思うので難しいかなと思いますけども、そういうところは私も感じる場所でもあります。

あとは広報啓発活動のところ、成年後見制度についてというところでも、アンケート結果ではあまり知らないとかいう結果だったかと思うんですけども、当事者の方々は知らないというのと、あと家族が知らない、また事業所、色んな社会福祉法人だったり有限会社株式会社、事業所の方もまだまだ日本の国として2000年から始まった制度なんですけども浸透していないなというのは、実際に後見人として働いているとか動いている中で感じることです。1つ言えるのは成年後見制度を利用して、家庭裁判所から審判が下りて私が後見人になるんですけど、後見人が付いたら、保佐人が付いたら、何かもうスーパーマンが付いたみたいな理解の方が専門の方でも多くて。買い物にも行ってもらえるし、なんやかんや全部してもらえるし、みたいな。そういうことでもなくて。財産管理は適切にさせてもらいます、契約行為もさせてもらいます。ただ、事実行為って言うんですけど、買い物に行ったりとか、毎回病院に付き添ったりとか、そういう制度ではないんですね。って言うのも、やっぱり障がいをお持ちの方は期待をして専門の方々に相談をして、お金も払って、成年後見制度を利用することになると思うんですけど、いざ私たちみたいな社会福祉士であったり司法書士であったり弁護士が成年後見人として付いたら、期待外れとか思ったように動いてくれないじゃないという意見もあったりするんです。それは障がいをお持ちの方について使いやすい制度なのか、それはもしかしたら成年後見制度じゃなくてもっと違う制度の方がよかったんじゃないのか。でも1回制度を利用してしまったら、言い方悪いですけど、その方の印鑑証明とかもなくなりますし、私の印鑑になりますとか、その方の権利を奪ってしまう、もう審判が下りなくなってしまうっていうのもありますので、幅広くこの計画でまた広報啓発活動とか、この制度はこういうのがあって、っていうこととか、成年後見制度など権利擁護の広報啓発っていう部分と、あとは虐待ですよ、やっぱりどうしても虐待、制度をわかっていない、虐待という意識がないと不適切な関わりになっていって、結果としてきついことを言っていたりという風にどんどん悪循環になって不適切な行為から虐待につながっていってしまうと思うので、そうなることをすごく住みにくい松阪市になってしまうと思うので、これは気を抜くと、というか、特にぼくは知的障がいの方に関わる専門職の方とかを見て思うことが多いんですけど、「くん」付けで呼んだり「ちゃん」付けで呼んだり、目上の方に対して、というをすごく私個人は違和感を持ってまして。普通、結構業界では多くあるのかなというようなことを思ったりするんです。例えば、お名前をお借りしますが、私がAさんに対して、「A君、何してんの。」って言うのが、結構介護現場とか福祉現場では当たり前になって、私とAさんが関係ができてからそういう風に言うという部分もあると思うんですけど、そういうのを私が私の被後見人の方に、とか、私ぐらいの者が「A君、何してんの。」って言ったら、知的障がいをお持ちなので「ごめんなさい」って言っている光景っていうのが、まだまだ松阪市にかかわらず日本全国起きている、まあ今は知的障がいをお持ちの方の一例を挙げましたけども、精神疾患をお持ちの方に対しての関わりとかいうところでも

多くあると思うんで、虐待予防というか、虐待予防の啓発活動とかを松阪市として進めていくっていう。あとは先ほども言いましたけども、制度の利用についての、地域の福祉の方々を知っていただくというのを盛り込んでいっていただくといいのかなと考えております。

委員長

ありがとうございました。今のお話の中で、どうしても上から目線で「これをしなさい」みたいなことを、というようなお話がありましたけども、どうですか。親の会として今のご意見に関連して。

委員

私たちの会でも、数は少ないですけど成年後見制度を利用されている方がおるんですけども、やはり知的障がいの方はそういうちゃんとした資格を持っている方に対しては、今おっしゃられたように、だいぶ上の方かなという認識をされて、会話でもそのような形になることが多いんですけども、ある一例でうちの利用者さん、一人、女の方ですけども、成年後見の方と月に1回施設へ来ていただいて、色んなことをお話ししたり、施設での出来事とか、それから事業所の職員さんにこんなことありましてどうです、とか言って、一応その後見人さんに色んな報告をされます。でその時に本人さんも同席していただいて、その3人の中でお話し合いされて。それでよいことをした時は、こういうことがありまして、この人こんなこと、出来事があったんですよ、って言うと、また後見人になっていらっしゃる方は安心されます。一方でちょっと困ったことをしましたと、そんなこともたまにはあるんですけども、言葉を理解されている方については、割とフランクに後見人さんとお話されている、そういう情景を私時々見るんですけども、色んな障がいの種別によってその方との付き合い方も違いますし、それから場合によって時たまその方のご家族の方も一緒にお話しすることもあるんですけども、私が見る限りの成年後見されている方の、お話を聞く方については、非常にいい関係でやってるかなと思います。でまだまだ私たちの会の人たちは、成年後見制度を利用するっていうことに対して、慣れてないっていうか理解できていない。時々親同士のお話の中で、そういう成年後見人さんに頼んだらもう全部きちっと、自分が後見人っていうか、そんなんあると、我が子のお金の管理とかそんなんもきちっと書いて、それでちゃんと報告せんらいかんのよとか言うて、ちょっと負の部分をお聞きしたりすることがありますと、そんなことやっぱしちょっと今はやめとこうかなとか、そういう話になってしまうことが多いんですけども、やはり私自身もそうですけれども、やはり親は子どもを残してどこかへ行ってしまいます。そんな時にはやはりそういう、制度を利用していく方が肩の荷が下りるということもあるのかなと思いますので、私自身、社会福祉協議会の成年後見制度の取り組みのことを新聞を読んだ時に、社会福祉協議会さんへ、そういう研修をお願いしようかなと思いました。ですから、それぞれの人によって、後見人さんに対して親しみを持ったり、また非常に上の方やっていう目で見える場合もありますし、やはりこれからは、そういう制度も理解しながら利用していくということも非常に大切なことかなと日々感じております。

委員長

どうもありがとうございました。ご意見何か。

委員

親御さんたちもだんだん高齢化で、利用者さんたちもこちらの世界ではだんだん高齢化、で老々介護に今現在なってきたのも現状ですし、てなってきましたと後見人制度を使うってということもだんだん出てくるでしょう。そうなった時に、私は今主に知的障がい者さんと接しているんですけども、知的障がい者さんたちはなかなかその認識はできない。色んな障がい者さんの中で、もっともっと、まだまだ不十分であると色んなことを感じています。以上です。

委員長

はい、どうも。それでは。

委員

私市民公募委員でここに所属させていただいているんですけども、自分が住む地域にある福祉施設はどういうところがあるのかとか、どういう制度、サービスをしている事業所があるのかとか、そういうのを勉強させていただいて、実際その事業所の説明に来ていただいた方と顔を合わせてお話を聞いていただいて、事業所を使っただけのような機会を去年始めさせていただきました。保護者からも大変いい機会をもらった、事業所からもたくさんの悩みを抱えてみえる保護者さんがみえるということがわかってよかったとか、色々意見をいただきました、去年。本来であれば松阪市の例えばジェイマーベルさんとか、マーベルさんとか、そういう方が広くしていただけるのが本来かなと思っておりますので、もしよかったら、福祉課の関係の方も何人か見学に来ていただいたらいいかなと思いますのでまたよろしく願いいたします。

委員長

はい、どうもありがとうございました。それでは。

委員

前は欠席させていただいたんで今日初めての出席になりますがよろしくお願ひします。私も以前は知的障がい者関係の仕事をしておりまして、さっき療育手帳をお持ちの方で20歳の時に年金の申請をしていなくてすごく大変やったっていうお話があったんですけども、やっぱり知的障がいの方っていうのは単独での申請というのは難しいかと思ひます。特別支援学校とか行ってらっしゃる方だと、高等部3年生の時なんかに進路懇談会が行政の方も出席してあるかなと思ひますので、そういった時に、学校卒業後にこういう制度が利用できるよとか、20歳になったら年金の申請は忘れないでしてくださいねとか、国民年金の掛け金の通知が来たら障害年金の手続き始めてくださいよ、というような、そういうことを保護者の方にもインプットしてもらって、色々情報を持ればな、ということをしておりまして。ただやっぱり行政というのは申請を待ってて、なかなか行政からのアプローチっていうのは個々の方に対してしてもらいにくいっていうのが現状かなと思ひますので、できるだけ支援者の方が声を掛けていただくとかっていうことをして行って、ネットワークを強くしていくといいのかなと思ひますし、それから療育手帳をお持ちの方だったら、多分20歳ぐらいに次の療育手帳の判定時期っていうのは設定してもらってあると思うんですね。その時に、行政の方が調査をする時に、年金の申請について、しましよねということを入れたら、きちっとそういう制度が利用できるようにしていただけるといいのかなと思ひます。このアンケート調査なんかでも、情報が少ない、情報

うそれは総合計画にあるから、どっちかっていうと細かいところをこの会では出していくのか、それをお示しいただくと次への心の準備にもなりますので、すみません。

委員長

どうですか。お願いします。

事務局

策定のスケジュールにつきましては、1回目の時にだいたい今後の見通しというものを申し上げて、一応議論もあったんですが、12月ぐらいには計画のパブリックコメントが出てくるような状態までお願いしたいと考えておりました、目指すのはその辺を受けて計画書としてのペーパーになるぐらいのイメージで思っていたかと思いますが、あとは、スケジュールのことだけでよかったですか。

委員

はい。ですので、全体的な、先ほどどこに重点を置いていくんやっていうお話をされていましたが、そういうのをこれからされるっていう感じなんですか。今お話を聞いていると、何か防災に行くのかなっていうような感じだったんですけど、そういうんではないんですね。

事務局

はい。全体としてどういうところ辺、例えばテーマをどういう風にしていくかとかいうのも含めて、これからの協議の中で、まずベースとなるアンケート調査は今回見ていただくという風になりましたので、これで皆様のご意見をもとに、総合的にそういった一つひとつのことを完成させていくということになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと考えます

委員

ありがとうございます。そうしましたら、このアンケートの結果を持ち帰って、まつの会の会員の人に見てもらって、どういうことを要望したいのかというのを次までにまとめてきたらいいと、そういう感じでよろしいのでしょうか。

事務局

次の会ぐらいに計画の骨子あたりを提示させていただきたいと考えておりました、そこへ向けてまたご意見を皆様の中でお願いしたいと思っておりますので、組織の中で皆様のご意見資料等も整理しておいていただけるといいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員

わかりました。ありがとうございます。

委員長

はい。どうもありがとうございました。それではお話を聞きしたいんですが。

委員

松阪公共職業安定所で障がい者の担当をさせていただいております。前回欠席を急にさせていただいて申し訳ありませんでした。今日アンケートを見させていただいて、ハローワークですのでやはり就労に関することになってくるんですが、若い障がい者の方に、やはり賃金の面であったりとか、将来の仕事に対する不安があるというのを見させていただいております。確かにハローワークに出てる求人を見てても、実際やはり障がい者専用求人を見ておると、現在の最低賃金に近い賃金で出ている求人というのが非常に多く見られます。中には事業所でなかなか障がい者の方だから最低賃金に近くていいかなという考えの事業所さんもあるかと思しますので、またそのあたりハローワークでも賃金を上げていただくようにとか、よりよい求人を出していただくように事業所に指導をさせていただきたいと思っております。

また、ハローワークに求職登録いただいている方、有効求職者の方なんですけども、延べ300名くらいの方がハローワークに絶えず登録いただいております。で、就職いただいている方が年間で160名くらいの方、現在就職をしていただいておりますので、またこの就職の数も増えるようにハローワークとしても協力させていただきたいと思っております。以上です。

委員長

どうもありがとうございました。

委員

ちょっと質問いいですか。例えば160名のうち、通所系のは何人くらいあるんですか。

委員

ハローワークでは、A型の作業所になると思うんですけど、160名のうち、どうですかね、約4割がA型の作業所への就職になっているかと思っております。

委員長

それでは。

委員

今回初めてお邪魔させていただいております、前任が退職し私が赴任して来まして今回初めて参加させていただきます。的を射ないようなお話になってしまったら申し訳ないんですが、色々考えさせられるなあと。このアンケートを拝読させていただいても、やはり九州の方で大雨が降っているからではないですけども災害時に色々、こういうことなのかなというのを知ったということもありますし、やはり、次のページにあったように、こういったのはあってはいけないんですけども差別や偏見に色んなこういった機会を捉えて、我々も、私も正しい知識を身につけていっておるつもりではありますしそういった目で見るとなことは一切していないつもりですけどやっぱりこういうことが現実にあるんだっていうことを知りましたのでこういったことを日々の生活でもこういったことがないように心がけながら、やはり人の立場に立って物事を考えるっていうことはまずは大事かなと。色んな制度上の問題がある中、ちょっとこれはどうなんだろうというものもございませう。まずは身近なところで相手の立場に立って物事を

考えていけるようにと。ちょっと他愛もないお話で申し訳ございません。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

委員

今日色々アンケートを拝見させていただきまして、やっぱり一番気になるところは就職、就労ですけど。アンケートの中で収入を得る仕事をしたいかというところで、「すでにしている」「したいと思う」、そこはいいんですが、「したいが、できないと思う」というところが非常に気になるところで、何とかそういうところでそうした方々が就労できるように非常に思ったところでございます。やっぱり生活していく中でどうしても収入を得ていかなきゃいけないという中で、就労したいができないと思うというのは非常に辛いなという感覚を受けましたので、ぜひそこを何とかバックアップとかサポートできないかなと思いましたが、それでございます。それからあと災害の時の支援とか、そういうところ。いわゆる私どもの会員さんは企業になるわけですから、企業が災害に遭った時は、災害からいかに早く立ち直るかというBCPというものの策定を企業の方にはお願いさせていただいているわけなんですけども、その中で特に、24時間中の、会社にいるのは8時間だと。残りは家庭にいます。その中で災害が起きた時に、家庭にいた時にいかに会社にじゃあ行けるのかという、時間外においてはBCPの在り方が大きく変わってくる。先ほど先生からも自治会のサポートというのをおっしゃったと思うんですけど、昼間と夜とではそのサポートの仕方がまた大きく違ってくるんじゃないかというところで、皆さんが、家庭という意味では夕方から夜にかけてみえるところが多いと思うんですけど、そういった時には非常に人目もありますし色々なサポートもできると思うんですけど、じゃあ昼間起こった時には周りの人、近所の方、皆さん仕事に行かれる中でいかにサポート、支援をできるか。そういうところも視線を配っていただければなと感じた次第です。

委員長

どうもありがとうございました。まだご発言されてない方いらっしゃいますかね。

時間が大幅に超過しまして申し訳ありません。しかし、今日は、この会では皆さんのご意見を、皆さん本当に心を込めてお話をさせていただきました。どうもありがとうございました。そのご意見をお伺いしたいという趣旨がありました。そういうことではこれからも色々な意見を出していただいて、基本的には先ほどお話がありましたように、まずは自分の身近なところから色々な人間関係をつくって行って、それをつくりながらお互い助け合いと。そこに障がいのある方も存在するし、高齢者の方も存在するし、ひとり暮らしの方も存在するという、そういう自分の生活の中を見直しながら、自分ができることは一体何だろうかというところで、先ほどから話になってますように、自分の傲慢さとか、上から目線で「こうすべきや」とか、障がいのある人たちに私たちが言い返してるんですよ。「こういう風にもっと働け」とか「もっと働くようにしなさい」とか。そういう傲慢な生き方じゃなくて、お互いに助け合いの社会をつくっていかうじゃないかということで、まず話を聞きながら、徹底的に聞く態度がぼくは自分自身大事やないかなと思っているんですけども、そういうところではこれから福祉計画、障害者計画をつくっていく上で、色々な当事者の皆さんのご意見をしっかり聞きなが

ら、自分ができることをそれに重ねていくということで考えていきたいと思っ
てます。そういうことで、時間が大幅に超過しましたが、今日はどうもありが
とうございました。これで終わりたいと思いますけども、事務局からのお話お願
いします。

4. その他

5. 閉会

事務局

長時間にわたりまして本当しっかりご意見をいただきましたので、ありがとう
ございます。本日は以上をもちまして第2回委員会を閉会させていただきたいと
思います。どうもありがとうございました。

(終了)